

令和4年度
第1回 中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会
次 第

日時：令和5年1月11日（水）15：00～
場所：中頓別町大会議室

1. 開会
2. 中頓別町長あいさつ
3. 協議会について
 - (1) 目的及び協議事項
 - (2) 規約（案）及び規定（案）
 - (3) 役員
 - (4) 事業計画（案）
 - (5) 予算（案）
4. 地域公共交通について
 - (1) これまでの経過と地域の現状等
 - (2) 現状の交通資源と天北宗谷岬線の利用状況
 - (3) 新たな公共交通の態様
 - (4) 今後のスケジュール
5. 閉会

目的及び協議事項

○目的

中頓別町及び浜頓別町地域における需要に応じた公共交通を確保するとともに、実情に即したサービスを実現するために必要となる事項を協議する

○協議事項

①今後の地域における公共交通のあり方について検討し、地域公共交通計画を作成する

地域公共交通計画の構成例

はじめに

- ・ 計画作成の趣旨及び位置づけ
- ・ 計画の区域
- ・ 計画の期間
- 1.地域の現状等
 - ・ 地勢、地理
 - ・ 社会状況、経済状況
- 2.上位・関連計画の整理
 - ・ 総合計画
 - ・ その他の関連計画
- 3.地域旅客運送サービスの現状等
 - ・ 地域旅客運送サービスの整備状況
 - ・ 地域旅客運送サービスの利用状況、利用者の意向等
- 4.地域旅客運送サービスの役割と課題整理
 - ・ 地域旅客運送サービスの役割
 - ・ 地域旅客運送サービスの課題整理
- 5.基本的な方針
- 6.計画の目標
- 7.目標達成のための施策・事業、資金調達計画
- 8.計画の達成状況の評価

②新たな交通体系に係る必要事項を協議・決定する

- ・ 運行エリア
- ・ 運賃・料金
- ・ 乗降地点
- ・ 運行時刻
- ・ 運行委託先

等

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、中頓別町・浜頓別町地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 地域における地域公共交通のあり方に関する事項
- （2） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に定める地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- （3） 交通計画及び交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （5） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、中頓別町長及び浜頓別町長が委嘱する。

- （1） 中頓別町長が指名する職員
- （2） 浜頓別町長が指名する職員
- （3） 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 支局長が指名する職員
- （4） 国土交通省北海道開発局稚内開発建設部 部長が指名する職員
- （5） 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部 部長が指名する職員
- （6） 北海道宗谷総合振興局 地域創生部 部長が指名する職員
- （7） 北海道警察枝幸警察署 署長が指名する職員
- （8） 一般乗合旅客自動車運送業者（バス）
- （9） 一般乗用旅客自動車運送業者（ハイヤー・タクシー）
- （10） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
- （11） 住民又は利用者の代表
- （12） 有識者その他協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

- （1） 会長 1 人
- （2） 副会長 1 人
- （3） 監査 2 人

3 会長、副会長及び監査は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- （1） 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- （2） 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、協議会設立時の委員については、令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- （3） 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
- （4） 委員は再任できる。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の監査を委員の中から任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査)

第 6 条 監査は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第 7 条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、中頓別町役場内に置く。
- 3 事務局には事務局長を置き、中頓別町総務課参事をもって充てる。
- 4 事務局員には、中頓別町総務課政策経営室の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員による全会一致を原則とする。ただし、本原則により難しい場合は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第 9 条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 10 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 11 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 12 条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 13 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第 14 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

ただし、組織改正に伴う名称変更等の軽微な変更については、会長が専決することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

附 則

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約第9条の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（名称）

第2条 本会は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

（所掌事務）

第3条 幹事会は、協議会の要請を受け、地域交通に関する事項について、協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第4条 幹事会の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）中頓別町、浜頓別町の公共交通所管課長
- （2）国及び北海道における関係行政機関の職員
- （3）その他会長が必要と認める者

（役員）

第5条 幹事会に、次の役員を置く。

- （1）幹事長 1名
- （2）副幹事長 1名

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、幹事長の職務を代理する。

4 役員は、構成員の互選により選出する。

（会議）

第6条 幹事会は、協議会の要請があった場合のほか、幹事長が必要に応じ、随時開催することができる。

2 やむを得ないと幹事長が判断したときは、書面により会議を開催することができる。

（提出）

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(報償及び費用弁償)

第 9 条 構成員の報償及び費用弁償の額並びに支給方法等については、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約第 12 条の規定を準用する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約第7条の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事項
- （2）協議会の資料作成に関する事項
- （3）協議会の庶務に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局は事務局長及び事務局員で構成される。

2 事務局長は、中頓別町総務課参事をもって充てる。

3 事務局員は、中頓別町総務課政策経営室の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局の事務に従事する。

（専決事項）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）事務局の運営に関する事項
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事項
- （3）物品及び現金の出納に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

（文書の取扱い）

第6条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存及び公開その他文書の取扱いに関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

（公印の取扱い）

第7条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うこととし、管守及び取扱いについては、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表(第7条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数
中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会 会長印	中頓別町・浜頓別町 地域公共交通 活性化協議会 会長印	てん書	20×20	一般文書	1

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（補正）

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合には、これを調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算の承認に準用する。

（流用及び充用）

第4条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（予算区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局長及び事務局員の中から、協議会の出納員を命ずる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

2 出納員は、予算差引簿その他の協議会の財務に必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 第2条第3項の規定は、前項の決算の承認に準用する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 会議費	1 会議費	1 会議費
2 事務費	1 事務費	1 事務費
3 事業費	1 事業費	1 事業費
4 予備費	1 予備費	1 予備費
5 諸支出金	1 還付金	1 還付金

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会の
委員の報償及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約第 12 条の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会第 3 条で定める委員及び同規約第 9 条で定める幹事会の構成員（以下「委員等」という。）の報償及び費用弁償並びに支給方法について必要な事項を定める。

（報償及び費用弁償の額）

第 2 条 委員等には、報償及び中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会に係る旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する報償の額は、日額 2,500 円とする。ただし、構成町村職員並びに国及び北海道における関係行政機関の職員に対しては支給しない。

3 第 1 項の規定により支給する費用弁償の額は、中頓別町において定められている取り扱いの例によるものとする。ただし、構成町村の公用車により旅行する委員等に対しては支給しない。

（報償及び費用弁償の支給）

第 3 条 報償及び費用弁償は、職務に従事する都度、支給する。

附 則

この規程は令和 年 月 日から施行する。

役員

役職	氏名
会長	
副会長	
監査	
監査	

令和4年度事業計画（案）

- (1) 新たな交通体系に係る協議
- (2) 地域公共交通計画の作成
- (3) 関係機関及び関係事業者の連絡調整及び情報交換
- (4) その他必要な事項

令和4年度予算（案）

〔歳入〕

(単位：円)

項目	予算額	備考
負担金	138,000	両町負担金
補助金	0	
繰越金	0	
諸収入	0	
合計	138,000	

〔歳出〕

(単位：円)

項目	予算額	備考
会議費	68,000	委員報酬、費用弁償等
事務費	20,000	用紙代、印鑑作成代、郵送代
事業費	50,000	広告宣伝費（新聞折込等）
予備費	0	
諸支出金	0	
合計	138,000	

これまでの経過と地域の現状等

○浜頓別町～中頓別町～音威子府村間の公共交通の経過

時期	こと
大正11年	音威子府一稚内間に鉄道路線が全線開通。
平成元年	鉄道路線「天北線」が廃止。 代替輸送手段として、宗谷バス株式会社による路線バスの運行が開始。
⋮	沿線自治体による協議会（天北地域生活交通確保対策協議会）において 利用実態に合わせたダイヤの見直しを適時実施。
平成29年	会計検査院の指摘により令和元年10月以降から国庫補助対象外路線となる。
平成30年10月	大幅なダイヤの見直しを実施。
令和元年10月	大幅なダイヤの見直しを実施。
令和3年5月	天北地域生活交通確保対策協議会総会において、隣接自治体ごとに区間を区切り、新たな交通体系への移行を検討することとした。
令和4年2月	天北地域生活交通確保対策協議会臨時総会において、浜頓別町～中頓別町～音威子府村の区間は新たな交通体系へ移行することが決定された。

○地域の現状等

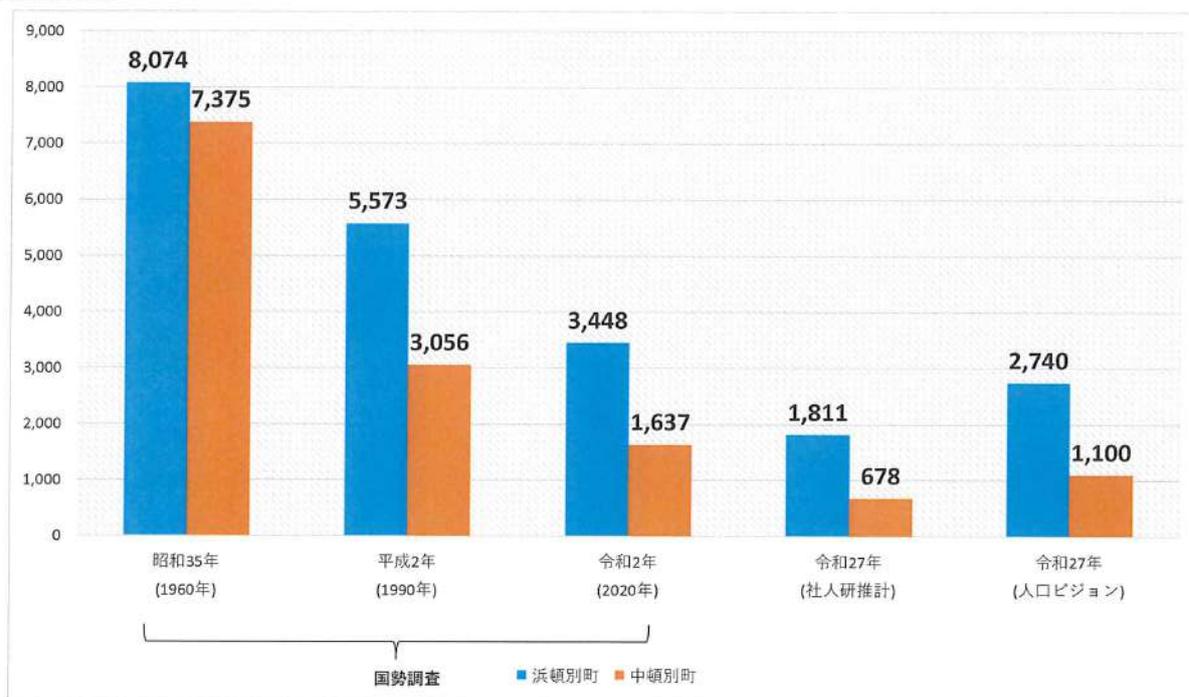
地理的条件

浜頓別町及び中頓別町は北海道北部の宗谷地方に位置し、両自治体ともに隣接自治体への公共交通は、宗谷バス(株)が運行する路線バス及び都市間バスのみである。

浜頓別町、中頓別町間は約20km、鉄道路線駅のある音威子府村までは中頓別町から約38kmの距離がある。

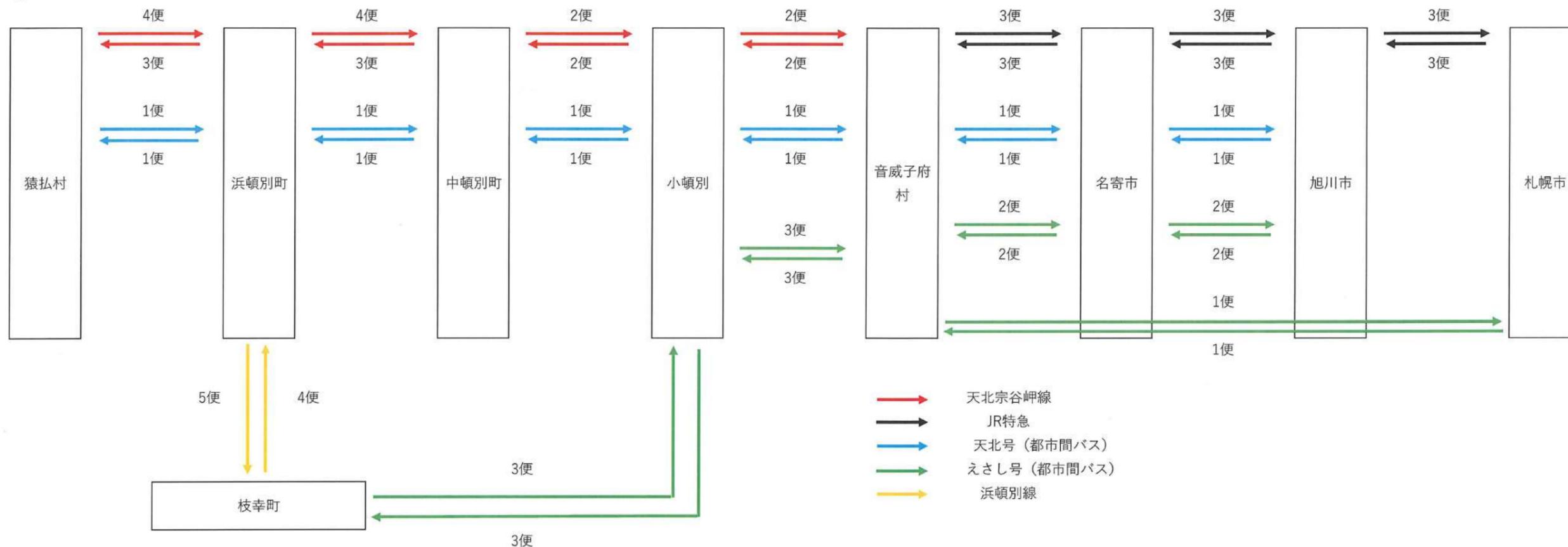
拠点病院のある稚内市及び名寄市までは、それぞれ浜頓別町から約81km、中頓別町から約88kmの距離がある。

人口の推移



中頓別町・浜頓別町_交通資源(便数・営業時間)

○バス



○タクシー

	事業者	利用可能日	営業時間
浜頓別町	雄飛ハイヤー	月～土	8時～15時
中頓別町	中頓別ハイヤー	いつでも	いつでも

○福祉有償運送

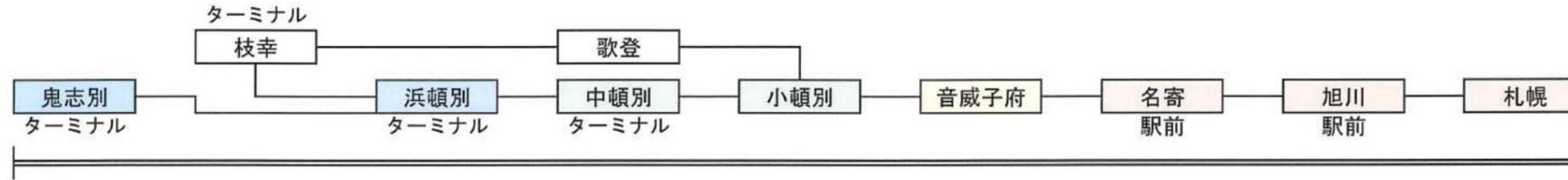
	事業者	利用可能日	営業時間	利用対象者
浜頓別町	福祉会へ委託	平日	8時半～17:15	高齢者・障がい者等
中頓別町	介護・福祉タクシーどんぐり	月～土	朝(適宜)～20時	高齢者・障がい者等

○スクールバス

	種類	事業者	使用車両	運行範囲	利用対象者
浜頓別町	スクールバス	町	マイクロバス(2台)	町内一円	小中高通学生・一般混乗有り
中頓別町	中頓別小中学校スクールバス	細谷建設(株)に委託	マイクロバス(2台)	町内一円(徒歩通学範囲外)	徒歩通学範囲外から通学している学生
	町立認定こども園通園バス	個人に委託	ワゴン(2台)	町内一円	市街地外から通園している園児(事情があれば市街地も可)

○その他

	種類	事業者	利用可能日	営業時間	運行範囲
浜頓別町	ちょっと乗りバス	町	平日	8時～16時頃	町内一円(曜日により経路・ダイヤが決まっている)
	移送サービス	町	平日	8時半～17:15	町内一円
中頓別町	中頓別ライドシェア	登録ボランティア	いつでも	8時半～17時半	発着どちらかが中頓別町であればどこでも(コロナにより現在は制限あり)



天北宗谷岬線

(上り)	7:15	→	8:14	→	8:41	→	9:16	→	9:37	→	グレー網掛け：接続 特急サロベツ(15:03)
	11:45		12:54		13:30		14:04		14:25		
	15:04		16:13		16:38						
	17:49		18:58		19:24						
(下り)	9:25	←	8:18	←	7:50	←	11:40	←	11:20	←	特急宗谷(10:41) 特急サロベツ(15:24)、えさし号(16:05)
	13:56		12:49		12:23		16:25		16:05		
	18:27		17:27		17:01						

J R特急(R2.3.14)

(上り)	天北号、えさし号 (8:05)		→	8:38	→	9:25	→	10:30	→	11:55
	天北宗谷岬線 (14:25)			15:03		15:50		17:00		18:25
				19:45		20:32		21:30		22:57
(下り)	天北宗谷岬線 (11:20)		←	10:41	←	9:56	←	9:00	←	7:30
	天北宗谷岬線、えさし号 (16:05)			15:24		14:31		13:35		12:00
				21:48		21:03		20:06		18:30

※1 上り最後、下り最初のみ乗換なし

都市間バス_予約制(R1.10.1)

天北号(上り)	6:05	→	6:48	→	7:10	→	7:34	→	8:05	→	9:05	→	11:10	→	12:25				
	えさし号(上り) 歌登経由		7:00		→		→		→		7:37		→		8:05	→	10:15	→	11:50
			8:15								8:52				9:10		18:20		20:05
	16:30				17:10		17:25												
天北号(下り)	20:28着	←	19:47	←	19:25	←	18:56	←	18:40	←	17:30	←	15:30	←					
	えさし号(下り) 歌登経由		15:05		←		←		←		14:26		←		14:10	←	13:10	←	11:30
			17:00								16:21				16:05		18:40		17:40
	19:35				18:56		18:40												

※4 天北宗谷岬線 (16:05) に接続

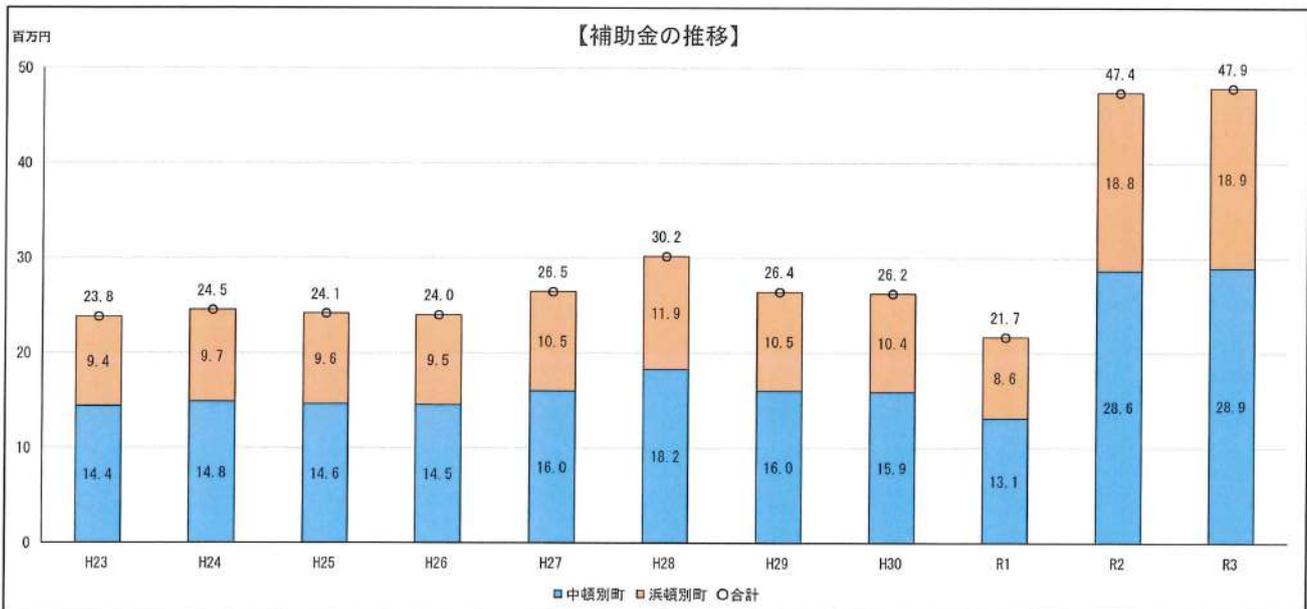
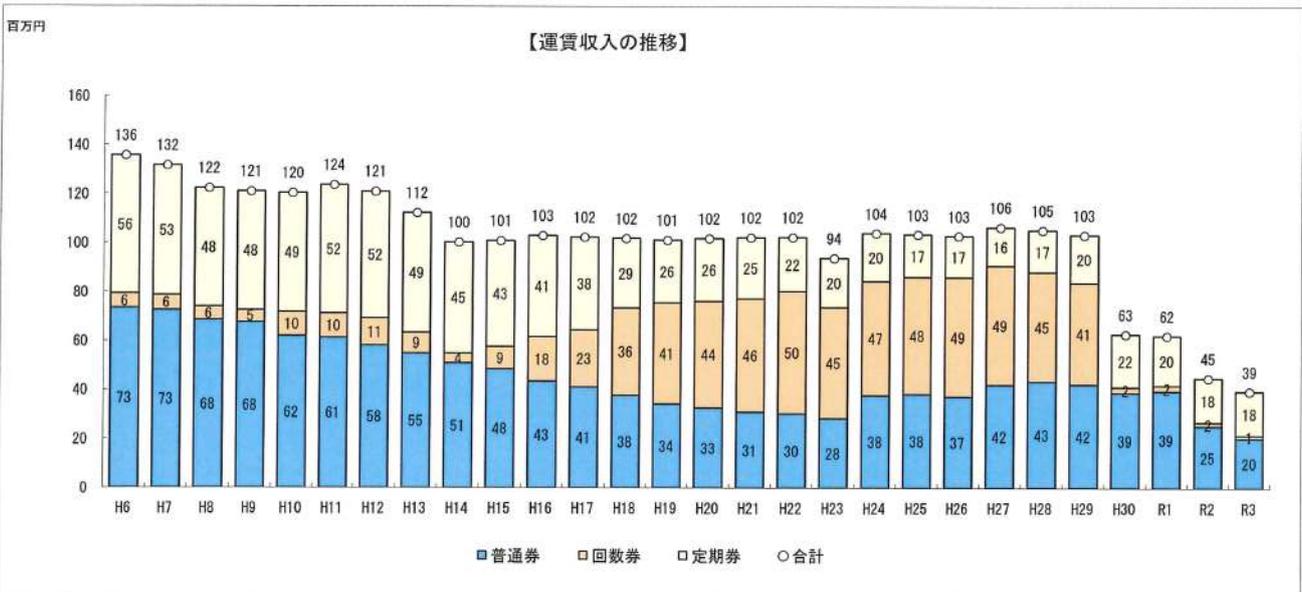
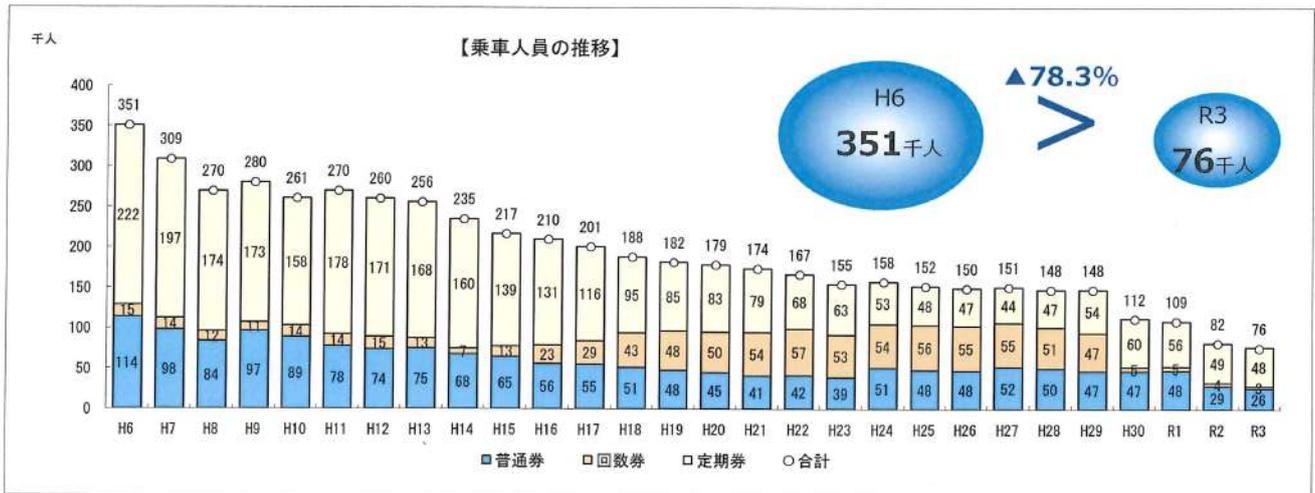
※2 えさし号と天北号は相互に乗換可能

※3 名寄市立病院で降車可能

浜頓別線

(上り)	えさし号 (15:05) えさし号 (17:00)	7:30	→	8:15	→	天北宗谷岬線 (下り8:18)
		9:55		10:40		天北宗谷岬線 (下り12:49、上り12:54)
		16:10		16:55		天北宗谷岬線 (下り17:27)
		18:10		18:55		天北宗谷岬線 (上り18:58)
(下り)	えさし号 (8:15)	7:55	←	7:10	←	天北号 (上り6:48)
		9:15		8:30		天北宗谷岬線 (上り8:14、下り8:18)
		12:50		12:05		天北宗谷岬線 (上り16:13、下り17:27)
		18:13		17:28		天北宗谷岬線 (上り18:58)
	20:00	19:15				

天北宗谷岬線（稚内市－猿払村－浜頓別町－中頓別町－音威子府村）に係る利用状況



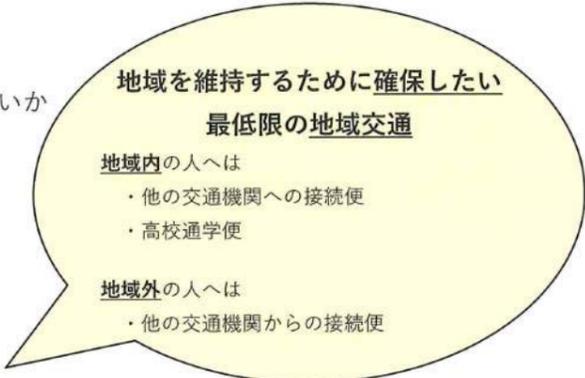
新たな公共交通の態様

○新たな交通体系の検討

現在：事業用自動車で一般旅客自動車運送事業者（宗谷バス）が
路線定期運行（路線バス）



財政的負担が減少し、利用者の利便性が上がる公共交通はないか



・「確保したい地域交通」を満たす他の交通サービスを宗谷バスで提供することはできない

・地域内で「確保したい地域交通」を満たす交通サービスを提供できる事業者はいない



(案)

他の交通機関との接続便は

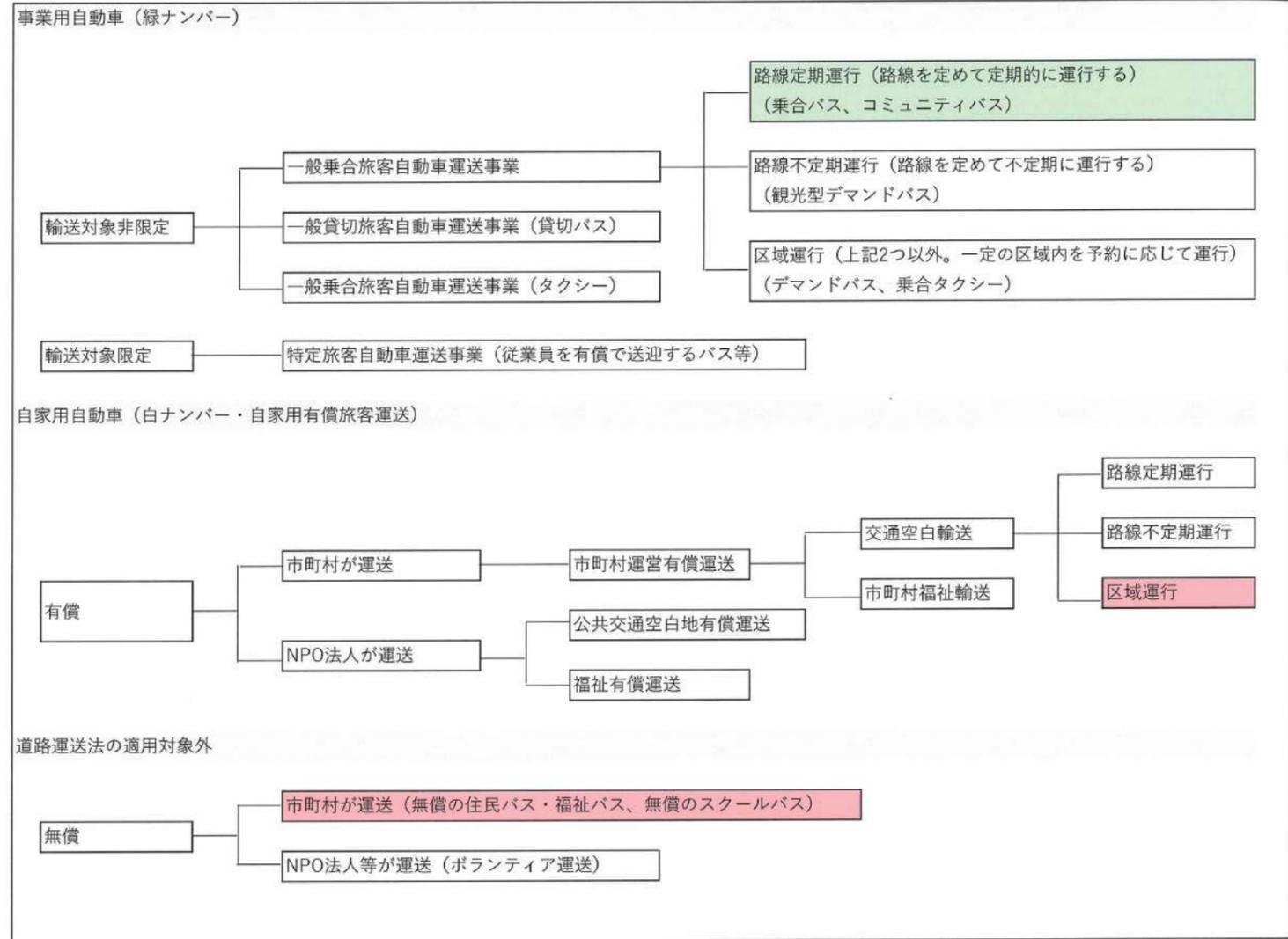
① 自家用自動車で市町村（中頓別町及び浜頓別町）が区域運行（予約制デマンドバス）

高校通学便は

② 高校通学用スクールバスとして中頓別町が運行（ただし、一般の人でも利用可）

→②に係る事項は協議会で定める必要はなく、弾力的な運用を行うためにも今後、協議会の議題とはしない

○交通サービスの種類



道路運送法の適用対象外



○ダイヤ等の基本的方針（案）

ダイヤ

- ・他の交通機関への接続がしやすいよう調整を行う
- ・現在の路線バスのダイヤから大きく変更しない

運行エリア

- ・現在の路線バスの運行エリアから変更しない

運賃

- ・現在の路線バスの運賃と同程度

車両

- ・利用が多く見込まれる便は29人乗りマイクロバス（基本的には高校通学便に利用）
- ・それ以外の便は10人乗りワゴン
- ・マイクロバス3台、10人乗りワゴン3台でスクールバスを含めた車両回しを行う

乗降地点

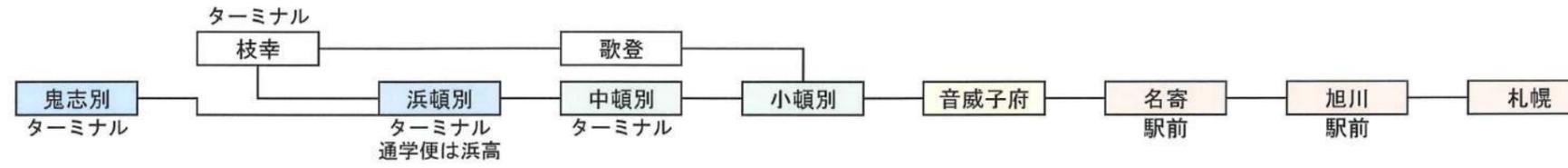
- ①バス停を設けず指定の場所で乗降可能とする
- ②現在の路線バスと同じ場所とする

運行委託先

- ・細谷建設株式会社とする

選定理由

- ①両町の地域内で受託可能な事業者が他にいないこと
- ②新たな交通体系におけるデマンドバスの運行にあたっては、高校通学スクールバス及び現在運行中の中頓別小中学生スクールバスを含めた車両回しを予定しているため、現在スクールバスの運行を委託している事業者が経済的かつ効率的であること



新たな交通体系 (R5.10~)

赤文字：デマンドバス 青文字：スクールバス (浜高通学便) ※1

グレー網掛け：接続

(上り)	※2	※2			
	13:15	13:51	14:25	14:46	特急サロベツ (15:03)
	16:03	16:38			
	19:00	19:30	20:00		

浜頓別-猿払間はダイヤ改正予定

(下り)	8:18	7:48			
	12:49	12:23	11:40	11:20	特急宗谷 (10:41)
	16:05	15:39	15:06	14:46	えさし号 (14:10) ※3
	17:27	17:01	16:25	16:05	特急サロベツ (15:24)、えさし号 (16:05) ※3

※1 弾力的なダイヤとしつつ、一般混乗可能とする予定
 ※2 浜高通学便の回送に乗車可能とする予定
 ※3 えさし号は小頓別でも乗換可能

JR特急(R2.3.14)

(上り)	天北号、えさし号 (8:05)	8:38	9:25	10:30	11:55
	デマンドバス (14:46)	15:03	15:50	17:00	18:25
		19:45	20:32	21:30	22:57

(下り)	デマンドバス (11:20)	10:41	9:56	9:00	7:30
	デマンドバス、えさし号 (16:05)	15:24	14:31	13:35	12:00
		21:48	21:03	20:06	18:30

都市間バス_予約制(R1.10.1)

天北号(上り)	6:05	→	6:48	→	7:10	→	7:34	→	8:05	→	9:05	→	11:10	
えさし号(上り) 歌登経由			7:00				7:37		8:05					12:25
			8:15				8:52		9:10		10:15		11:50	
			16:30				17:10		17:25		18:20		20:05	

天北号(下り)	20:28着	←	19:47	←	19:25	←	18:56	←	18:40	←	17:30	←	15:30	
えさし号(下り) 歌登経由			15:05				14:26		14:10		13:10		11:30	
			17:00				16:21		16:05		17:40			11:30
			19:35				18:56		18:40		17:40		16:00	

※4 デマンドバス (14:46) に接続

※5 デマンドバス (16:05) に接続

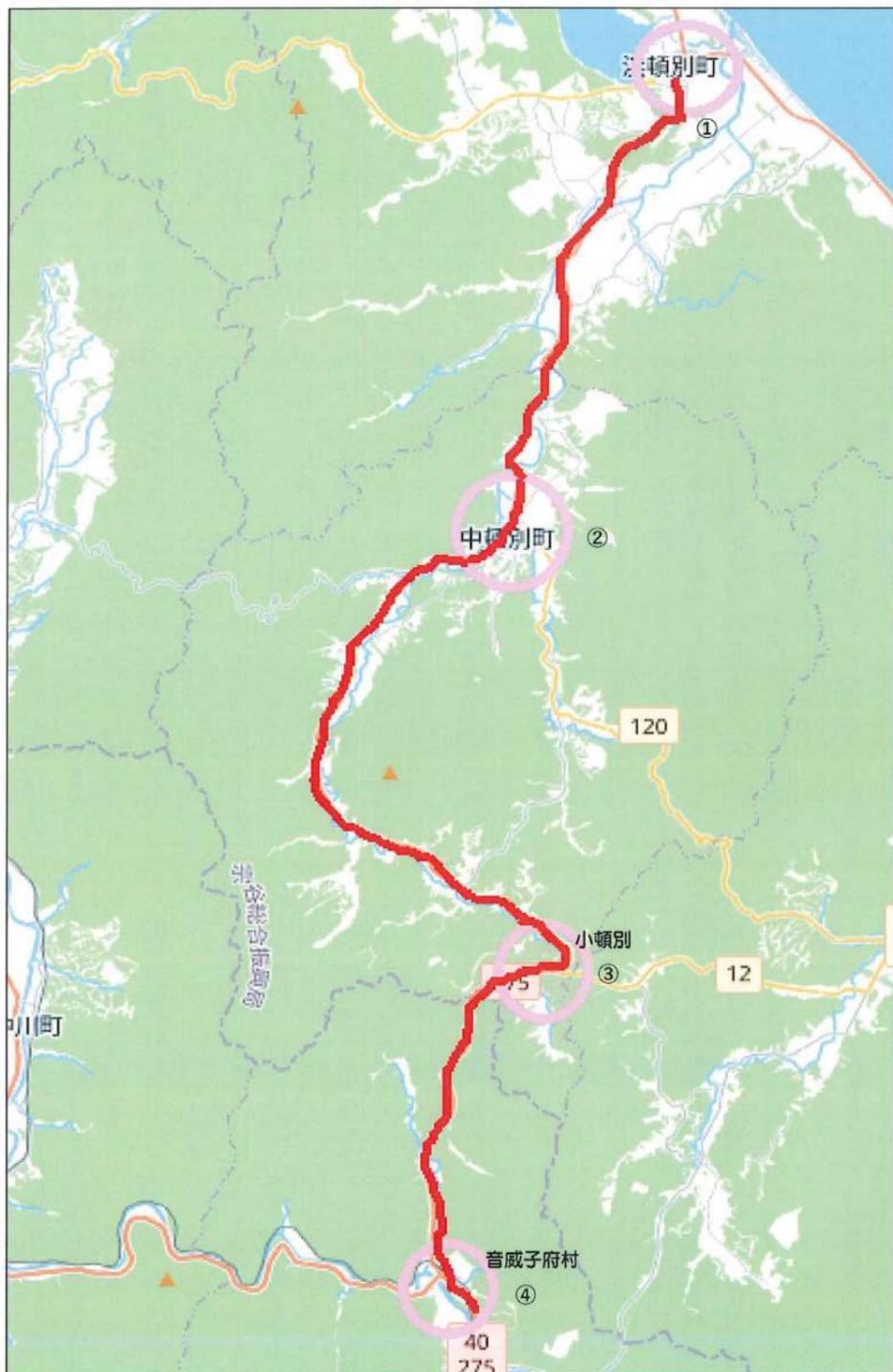
浜頓別線

(上り)	えさし号 (15:05)	→	7:30	→	8:15	→	デマンドバス (下り12:49、上り13:15)
	えさし号 (17:00)		9:55		10:40		デマンドバス (下り17:27)
			16:10		16:55		
			18:10		18:55		

(下り)	えさし号 (8:15)	←	7:55	←	7:10	←	天北号 (上り6:48)
			9:15		8:30		
			12:50		12:05		デマンドバス (下り17:27)
			18:13		17:28		
			20:00		19:15		

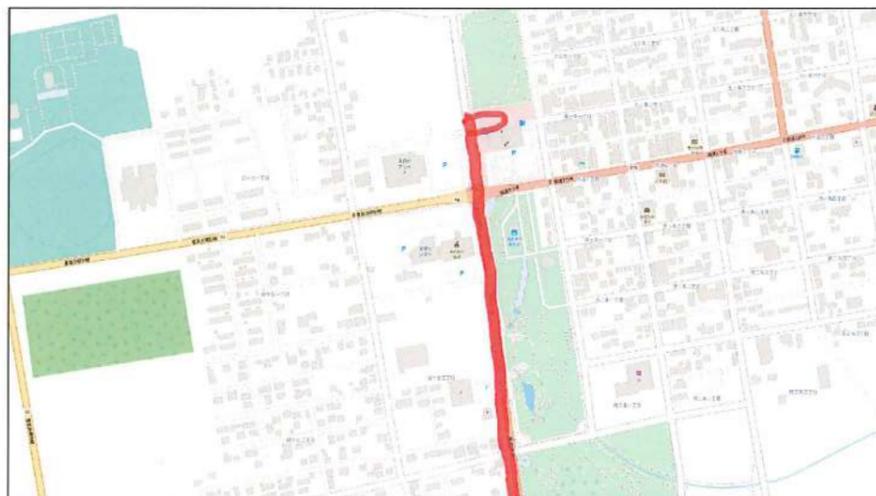
○運行エリア

路線経路 (全体)



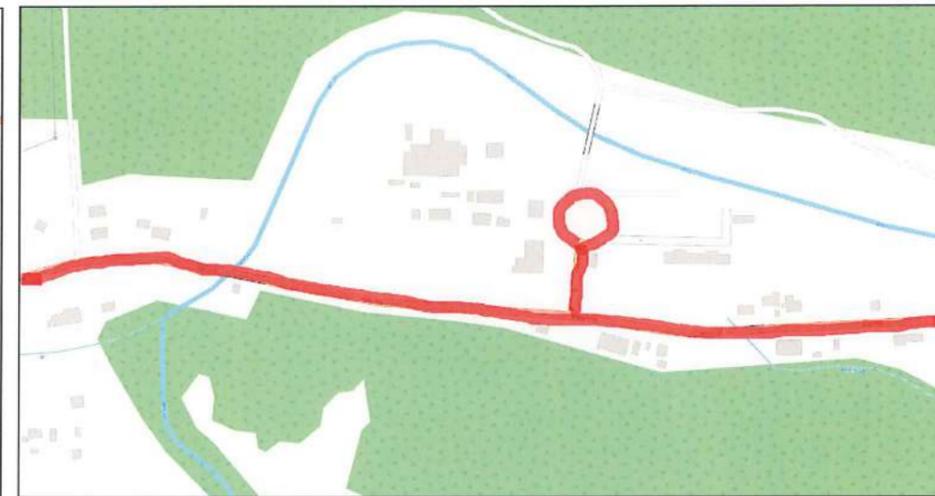
©OpenStreetMap

① 浜頓別町



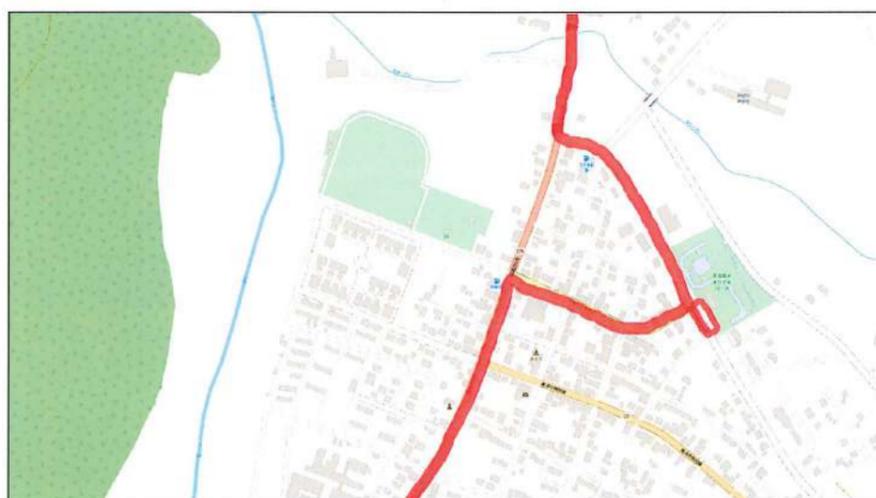
©OpenStreetMap

③ 小頓別



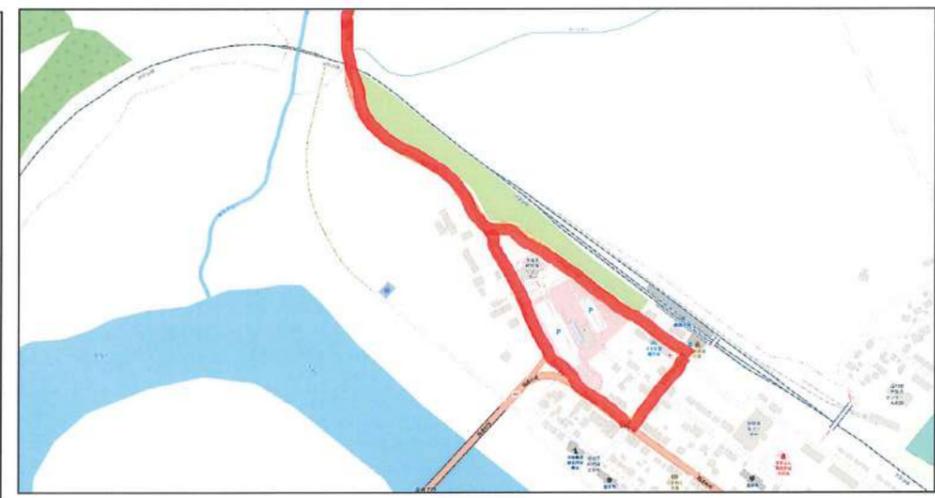
©OpenStreetMap

② 中頓別町



©OpenStreetMap

④ 音威子府村



©OpenStreetMap

